

2010年4月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸様

市民オンブズマン わかやま

代表 阪本康文

代表 松井和夫

連絡先 和歌山市十二番丁10番地

和歌山合同法律事務所内

TEL073-433-2241 FAX073-433-2767

県有資産所在市町村交付金賦課・徴収懈怠 損害金回復等に関する公開質問状

要件のみにて失礼します。

2010年4月に公表された県包括外部監査人公認会計士和中修二氏が行った2009年度包括外部監査において、「和歌山県民交流プラザ和歌山ビック愛（略称：ビック愛）の資産所在市町村交付金（以下単に「交付金」という）に関して、和歌山市に対する交付漏れ及び、同施設利用者に対する交付金相当金の賦課・徴収懈怠が明らかになりました。

この点、交付漏れについて県は、'07年7月上旬、和歌山市財政局税務部資産税課担当者が来県し指摘のあったことにより初めて認識。そして、当該交付金の'03～'08年度分約1億3676万円については、'08年度に一括して支払い、昨年度分2135万円については昨年支払い、それらの計約1億5811万円を県民の血税で負担しているという。今年度分約2100万円は、未交付（交付期限見到来）のため現在のところ負担していないが、未だ、利用者への賦課徴収システムができていず、いずれこれも県民の血税で負担することになるものです。

包括外部監査人は、県が交付金自体を失念していたことに伴って「利用者に求めるべき負担を求めていなかったため、和歌山市に支払った交付金相当額を利用者から回収できておらず結果として県に多額の損害が生じている。」と指摘。

また、外部監査人は、今後について、「受益者負担の観点から、本来負担すべきは行政財産の借主であるため、行政財産使用料に上乗せして県が借主から徴収することが妥当」と言う。

さらに、過年度分の損害について、「その損害の回復に努め、二度と再発するこ

とのないよう原因を究明し、その結果を踏まえて速やかにその対策をとることが必要である。」旨、指摘しています。

以上の指摘からすれば、県民の血税で負担する'03～'10年度分計約1億7911万円の全額が、県関係者らの賦課・徴収の懈怠により県に損害を生じさせたことになることが明白です。それゆえ、県民の血税に生じさせた上記損害は、外部監査人が指摘するように、速やかにその回復が図られるべきです。

これまでのマスコミ報道によれば、「交付金の相当分を来年度から施設使用料に上乘せする方針」と伝えられており県は、来年度から賦課徴収する意向であることが分かります。しかしながら、県が被っている損害の回復についての方針は何ら示されていずまったくの不透明です。

その上、私達の調査によれば、ビック愛以外にも、県有資産市町村交付金の交付漏れ及び、交付金相当金の賦課・徴収懈怠が数件存することが判明しています。しかしながら、これらの事実については未だ一切公表されていません。それゆえ、県が被っている損害も、これらを含めると座視することのできない相当な高額になるであろうことが容易に推量できます。

そこで、上記のことに関連して下記のとおり公開質問をさせていただきます。ご回答は、5月14日までに書面にてご回答下さい。

記

- 1 ビック愛交付金に関する上記損害金（今年度含む）計約1億7911万円についてどのように回復されるのか及び、招いた原因の究明、再発防止の対策などをどうされるのか、その具体的な方針（3項で明らかにされる分を含む）。
- 2 ビック愛の交付漏れ県負担交付が2003年度以降分としているが、2002年度以前の交付漏れも容易に推量できます。そこで、実際には何時から交付漏れだったのか。また、その交付漏れ額及び、2002年度以前分を交付通知しなかった理由（次項で明らかにされる分を含む）。
- 3 ビック愛以外の県有資産市町村交付金の交付漏れ及び県の負担支出額について、その施設名、施設毎の交付漏れ額及び県の負担支出額、対象期間などの詳細。

以上